

創建は社傳に據るに聖武天皇天平安年間國守大伴家持卿在府中奈吳浦(放生津の舊名にして嘉曆三年放)の勝景を愛し、豊前宇佐八幡宮より勸請し、奈吳八幡宮と稱し奉りしと云ふ、又日本遊藝誌中に、

「境内さのみ廣からねど、祠字うるはしく松林うち茂りていと尊し、昔天平安中家持豊前宇佐八幡を移して勸請せり、云々」

と、次で花園天皇正和年間守護名越氏社殿を造營し、神職を附し、又神田社領を献じ大に尊敬ありしが、記永祿年間兵燹に罹り古記録寶物悉く灰燼となる、其後放生津の城主神保氏の尊崇厚く、社殿等を造營せしと云ふ、文中又天正年間領主前田利長公守山城に在る時屢々社參あり、明暦年間前田利常公祈願奉幣の事ありし

等當時の記録に見ゆ、弘化二年回祿の災に罹り爲に再び灰燼に歸せしが、氏子信徒等集り藩命を請ひて再建し、益壯麗を盡せり、嘉永三年領主前田齋泰海岸巡檢の際社參し奉幣の事あり、安政四年近衛忠照神號の額面を書して奉納せらると、明治五年九月、七尾縣に於て郷社に列す、社殿は本殿、拜殿、幣殿、神輿庫等あり、

境内二千二百八十七歩(官有地第一種)社内には老松稚松點綴して祠宇を擁し、又奈吳の浦に臨み、本國の山崎能劬の三岬等は水雲蒼靄の間に隱見し、港内船舶輻輳眺甚だ佳絶なり、境内に家持郷の碑あり、卿此の地の景を詠まれし歌、萬葉に出づ、即ち

「あゆの風いたく吹くらし奈吳の海士のつりするをふねこぎかくる見ゆ。
湊風寒く吹くらし奈吳の江につまよびかはし田鶴さはになく。」

因に此放生津八幡社に於て放生會を行ひたる事は大日本遊藝記中に、

「八月十五日當社に石清水と同じくあのまはりに、放生を行はるゝ事は太宰純の紀行にも詳なり、もと放生は天武五年壬子即詔諸國以放生、また遍勸諸國放生云々と云ふ文字類從國史に見えれば、古へこの處に

ても放生の事ありし故放生津の名あるにや、八雲御抄に法惟寺奈吳江とあるは、此の地の事にて放生津を誤りしなるべし。

境内神社 來名神社 奈吳社(大伴家持卿を祭る)

例祭日 八月十五日

會計法適用 明治四十二年一月廿八日
指定年月日 縣令第五號

神饌幣帛料供進 明治四十年三月十二日
指定年月日 告示第七十六號
氏子戸數 一千二百四十九戸
崇敬者員數 二千七百六十五戸

○富山縣越中國射水郡伏木町大字一ノ宮 氣多神社

祭神 大己貴命 奴奈加波比賣命

相殿 菊理姬命 事代主命

御神體は木像也、一の宮記に氣多神社(大己貴命)越中國瀨波郡にありと見ゆるは、即ち本社也、創建は社記に據るに、元正天皇養老二年越中の國を割き能登國を置かれし時の鎮祭にして、勅して越中一の宮と定めらる、神龜貳年聖武天皇勅願宸翰を賜ひ、近郷九ヶ村を神領に寄附し給ふ、諸社根元記、延喜式、神社啓蒙等の書を按ずるに、氣多神社大神、神名帳考證に今在國府一宮村大己貴命と、延喜三年三月丁亥同八年八月十六日乙卯、又朱雀天皇天慶三年正月六日、白川天皇承暦五年二月十日、崇徳天皇永治元年七月十日、高倉天皇治